

入札参加の手引き

次のとおり町有地を一般競争入札により売却します。

1 物件の表示

物件番号	所在及び地番	地目	地積 (㎡)	最低売却価格
			公簿	
1	京都郡苅田町与原三丁目3番5	宅地	353.40	14,800,000円

2 現地説明会の日時・場所

- 日時 令和8年3月18日(水) 午前10時00分～
- 場所 現地(苅田町与原三丁目3番5)
※自然災害発生時は開催の有無確認を苅田町財政課検査担当まで電話で確認してください。

3 入札参加の手続き

- 受付開始
- 受付終了
- 福岡県警察に入札参加資格を確認
- 入札保証金の納付
- 入札
- 落札者の決定
- 入札保証金の返還(落札されなかった方) (入札終了から約1ヵ月程度)
- 契約保証金納付 (原則、契約確定の日から10日以内)
- 契約締結 (原則、落札決定から7日以内)
- 買受代金納付 (契約締結日から20日以内)
- 所有権移転登記

4 入札の参加資格等について

- 次の事項に該当する方は入札に参加できません。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - 個人又は法人の役員等(注)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - 次のいずれかに該当する者
 - 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(5) 前記(2)～(4)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

2. 入札者(契約者)は、前項に該当しない旨を記載した誓約書を提出しなければなりません。

【地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)より抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)より一部抜粋】
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団

その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

5 事前にご準備いただくもの

入札関係書類一式を受付終了日までに提出していただき、入札保証金保管証書を持参し入札に参加していただきます。

I. 入札保証金

1. 入札保証金の納付

＜入札保証金を納めていただく目的＞

入札保証金は、落札者が契約を締結しない場合に、町に帰属するものであり、いわゆる町が契約義務の履行を担保するためのものです。

<入札保証金の額>

入札に参加される方は、**ご自分が入札（購入）しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金**が必要です。

（例えば、ご自分が入札しようとする金額が1千万円の場合、 $1千万円 \times 5 / 100 = 50万円$ 以上の入札保証金が必要です。）

入札保証金は「現金」及び「銀行が振り出し、又は支払い保証をした小切手」とします。

<入札保証金の納付方法>

町が発行する入札保証金納付書により、入札参加者が金融機関にて事前に納付してください。

～具体的な納付方法～

受付時に配付する入札保証金に関する届出書に必要事項を記入押印し苅田町財政課検査担当へ提出します。その後苅田町が発行する納付書により県内の金融機関の窓口（ゆうちょ銀行は除く）にてお支払下さい。お支払いの確認後、保管証書を発行いたします。

納付後の保管証書は入札時に必要です。大切に保管しておいてください。

<入札保証金の納付期限>

(=入札日前日まで)

2. 入札保証金の返還

- ・落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめその方（入札者）の指定した金融機関の口座への振込により返還いたします。
- ・入札保証金の返還に際しては、入札終了後、約1ヶ月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・入札保証金には利息は付きませんので、ご承知おきください。

II. 入札に必要な書類等

1. 入札者が個人か法人かで、入札に必要な書類が異なりますのでご注意ください。

入札者	町がお渡しする入札に必要な書類一式	入札者をご準備する各種証明書
個人	<ul style="list-style-type: none">・「苅田町有財産の一般競争入札」参加申込書・誓約書・入札書（単独名義用2枚 ※1枚は予備）・入札書（共有名義用2枚 ※1枚は予備）・入札保証金に関する届出書・保証金等払戻請求書・債権者登録申出書・共有に関する申出書・委任状	<ul style="list-style-type: none">・住民票（発行後3ヶ月以内）
法人	<ul style="list-style-type: none">・「苅田町有財産の一般競争入札」参加申込書・誓約書・入札書（単独名義用2枚 ※1枚は予備）・入札書（共有名義用2枚 ※1枚は予備）・入札保証金に関する届出書・保証金等払戻請求書・債権者登録申出書・共有に関する申出書・委任状	<ul style="list-style-type: none">・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）・印鑑証明書（代表者印） （発行後3ヶ月以内）・役員一覧

2. 受け取った書類一式を確認の上、必要事項を記入・押印していただくとともに、各種証明書を取得してください。

3. 入札に必要な書類一式（下記）を確認の上、ご持参下さい。

入札者	入札に必要な書類一式
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・「苅田町有財産の一般競争入札」参加申込書 ・誓約書 ・住民票 ・入札書（封筒入り ※単独名義用と共有名義用がありますので、ご注意ください。） ・入札保証金保管証書 ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札保証金返還先の口座情報が記載された預金通帳の写し （＝債権者登録申出書の添付書類） ・委任をする場合、委任状
	<p>＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有に関する申出書 ・誓約書（共有者全員分） ・住民票（共有者全員分）
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・「苅田町有財産の一般競争入札」参加申込書 ・役員一覧 ・誓約書 ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） ・印鑑証明書（代表者印） ・入札書（封筒入り ※単独名義用と共有名義用がありますので、ご注意ください。） ・入札保証金保管証書 ・保証金等払戻請求書 ・債権者登録申出書 ・入札保証金返還先の口座情報が記載された預金通帳の写し （＝債権者登録申出書の添付書類） ・委任をする場合、委任状
	<p>＜共有希望の場合（下記書類も必要となります。）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有に関する申出書 ・誓約書（共有者全員分） ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）（共有者全員分） ・役員一覧（共有者全員分） ・印鑑証明書（共有者全員分）

※ 二人以上の共有としたい場合は、「共有に関する申出書」等を事前に提出しなければなりません。

※ 必要な書類が提出されない場合、受付・確認が出来ず、入札にご参加できませんのでご注意ください。

※ 単独名義での入札、共有名義での入札にかかわらず、個人の場合、印鑑は認印で構いません（ただし、スタンプ式は不可）。

なお、法人の場合は、代表者印（印鑑証明印）を使用してください。

6 入札について

1. 入札書について

入札書は必ず、苅田町所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。なお、苅田町所定の様式以外のものは無効となります。

- ・入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにお願いします。
- ・入札書には、単独名義用と共有名義用の2種類がありますので、いずれかを選んでください。
- ・一度提出された入札書はその理由のいかんにかかわらず、その取り消し、変更、引き替え、入札後においての見込み違い、誤記、物件の数量に対する異議等があっても一切これを受付いたしません。
- ・また、入札書の提出は一度しか行うことができず、最低売却価格に満たない入札を行った方は失格とします。
- ・記名押印を忘れずをお願いします。法人の場合には、代表者印（印鑑証明印）を押印してください。
- ・金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・桁間違いにもご注意ください。
- ・参加者申込書（共有の場合は「共有に関する申出書」）の名義と異なる名義で入札した場合は、無効となりますのでご注意ください。
- ・入札金額については入札保証金の納付額との関係にご留意ください。（あらかじめ入札金額の5%以上の入札保証金を納付する必要があります。入札保証金が不足している入札は無効となります。）

2. 入札方法について

持参により入札書（封筒入り）を提出してください。

3. 入札の無効について

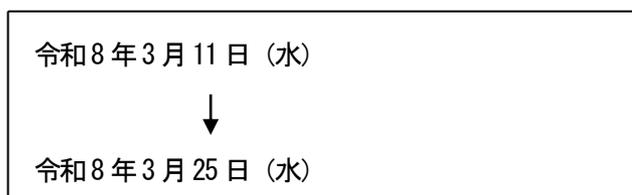
次に該当する入札は無効とします。

- 入札に参加する資格がない者が行なった入札
- 同一入札者が2以上の入札をした場合
- 入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しないもの
- 入札書に入札者（共有の場合は共有者全員）の住所、氏名の記入及び押印がなく、入札者が判明できない場合
- 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載がないもの又は明確でないもの
- 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない場合
- 法令又は入札に関する条例・規則等に違反した場合

7 受付期間・場所

受付期間及び場所は下記のとおりです。持参により入札書類一式を提出してください。

(1) 受付期間



(2) 受付場所

苅田町 財政課 検査担当（庁舎3階）

<留意事項>

- ・土日は受付いたしません。
- ・受付は、上記受付期間中（土日を除く）の午前9時から12時、午後1時から5時です。

8 入札日時・場所

入札日時及び場所は下記のとおりです。
当日、入札後に開札します。

- (1) 入札日 令和8年4月8日(水) 午前10時00分～
- (2) 入札場所
〒800-0392
京都府苅田町富久町1丁目19番地1
苅田町役場 4階 401会議室

9 落札者の決定方法等

入札後に、開札を行い、落札者を決定いたします。

1. 落札者の決定について
開札の結果、町の最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札した者を落札者とします。
契約要件の確認の結果、契約要件を満たすことが確認された場合は、当該落札者と契約締結を行うこととし、契約要件を満たさないことが判明した場合は、当該落札者との契約は行わないこととします。
2. 落札となるべき同一額の入札が2者以上の場合
 - ・直ちにくじを引いて落札者を決定いたします。(※再入札は行いません。)
 - ・くじ引き後の落札者についても、契約要件を満たすかどうかを確認するため、契約締結を留保する場合があります。
3. 開札結果について
 - ・当日会場にて、開札後ただちに開札結果(落札者名及び落札金額)をお知らせいたします。
4. 開札後の入札保証金について
入札保証金は落札者を除き、あらかじめ入札者が指定した金融機関の口座への振込により速やかに返還いたします。返還には約1ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。
なお、落札者の入札保証金については、契約締結に至った場合には、本人の申出により契約保証金に充当することとします。

10 契約について

1. 契約書について
町有財産売買契約書(見本)をご確認ください。
2. 契約締結期限について
落札者は落札決定の翌日から起算して7日以内に契約書又は仮契約書を取り交わさなければなりません。
落札者がこの期間内に契約書又は仮契約書を取り交わさないときは、落札は無効となり、入札保証金は返還いたしません。
3. 契約保証金について
落札者は契約確定後10日以内に、契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)を、町が発行する納入通知書により、指定の金融機関で納付してください。

1 1 買受代金の支払について

1. 納付方法及び納付期限について

買受代金は一括払いとし、町が発行する納入通知書により**契約締結後20日以内**に、町が指定する金融機関に納付しなければなりません。

落札者がこの期限までに買受代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは契約を解除し、契約保証金は返還いたしません。

2. 契約保証金の充当について

既に納めていただいている契約保証金は、本人の申出により買受代金に充当することとします。

1 2 所有権移転登記および費用負担

1. 所有権移転登記

落札物件の所有権移転登記は、町が買受代金を完納したことを確認した後に、町が登記の手続きを行います。

ただし、共有名義への所有権移転登記を希望する場合は、入札参加申込の際に共有に関する申出書を提出しなければなりません。

なお、落札後に名義人の変更（共有名義への変更含む）をすることはできません。

2. 費用負担

所有権移転登記に要する登録免許税（物件により異なります）、町有財産売買契約書（落札者提出のもの1部）に貼付する収入印紙（契約金額に応じた額）、その他契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

なお、登記は町が嘱託で行いますので、登記手続きに係る手数料は必要ありません。

1 3 用途等の制限

1. 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けております。

また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

○落札者は、町有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません（町有財産売買契約書第6条に記載）。

○落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。（町有財産売買契約書第6条に記載）

○前項の条件に違反した場合には、売買代金の30%の金額を違約金として荻田町に支払わなければなりません。（町有財産売買契約書第9条に記載）

2. 落札者が納期限までに代金の全額を納付しないとき、又は入札時の誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により町が契約を継続し難いと認めるときは契約解除となります。

14 その他の注意事項

1. 物件の引き渡しは現状有姿での引き渡しとします。
2. 土地の形状変更を行う場合は、隣接地との調整（隣接土地所有者の同意）を行ってください。
3. 入札結果についての問合せがあった場合には、入札参加人数及び落札価格の情報提供を行います。
但し、落札者が個人の場合には苅田町個人情報保護条例に基づき、本人の同意がないかぎり落札価格に関する情報の提供は行いません。
4. 現地説明会に参加されていない方でも入札に参加できますが、現地説明会における各種説明事項について既に了知されているものとみなします。
5. 収集した個人情報については、お申込があった物件に係る業務についてのみを使用し、その他の目的には一切使用いたしません。
ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供します。

15 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

苅田町 財政課 検査担当
京都郡苅田町富久町1丁目19番地1
苅田町役場 3階
093-434-1864